

ファミリe割引

(附帯料金条件)

令和2年4月1日実施

四国電力株式会社

ファミリー割引

目 次

本	則	1
1	附 帯 種 別	1
2	適 用 範 囲	1
3	契 約 の 申 込 み	1
4	契 約 の 成 立	1
5	料 金	2
6	契 約 の 廃 止	3
7	そ の 他	3
附	則	4

本 則

1 附 帯 種 別

このファミリーe割引料金条件（以下「この料金条件」といいます。）の附帯種別は、ファミリーe割引といたします。

2 適 用 範 囲

次のいずれにも該当し、当社がこの料金条件とあわせて契約することを認める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を2以上受けるお客さままで、この料金条件の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に、主契約に適用いたします。ただし、この料金条件の適用を受ける主契約は10までとし、法人のお客さまを除きます。

- (1) 電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）またはでんき供給条件（令和元年10月1日実施。なお、当社がでんき供給条件を変更した場合には、変更後のでんき供給条件によります。）により電気の供給を受けること。
- (2) 主契約の料金を需給条件 24（料金その他の支払方法）(1)イまたはハ、もしくはでんき供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)イにより支払い、かつ需給条件 22（料金の支払義務および支払期日）(4)またはでんき供給条件 20（料金の支払義務および支払期日）(4)に定める方法（以下「集約請求」といいます。）によって一括して料金を支払っていただくこと。

3 契約の申込み

お客さまが、この料金条件にもとづく契約（以下「ファミリーe割引契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの料金条件を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

4 契約の成立

ファミリーe割引契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成

立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

- (1) この料金条件は、当社にて主契約の集約請求が可能となった日が属する月分の料金から適用いたします。
- (2) この料金条件の適用を受ける各月の料金は、次の算式により算定された金額から(3)のファミリーe割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、(3)のファミリーe割引額を下回る場合のファミリーe割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

この料金条件以外の料金条件等または 再生可能エネルギー発電促進賦課金
料金表によって料金として算定された金額 として算定された金額

なお、この場合、「この料金条件以外の料金条件等または料金表」とは、次のいずれかといたします。

- イ 主契約の料金条件
- ロ 主契約の料金表
- ハ この料金条件以外の附帯料金条件等

(3) ファミリーe割引額

ファミリーe割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	110円00銭
---------	---------

ただし、次の場合にはファミリーe割引を適用いたしません。

- イ 需給条件 20 (料金の算定) (1)イまたはでんき供給条件 18 (料金の算定) (1)イの場合で、料金の算定期間が需給条件 18 (料金の算定期間) (1)の検針期間等またはでんき供給条件 16 (料金の算定期間) の計量期間等とならない場合
- ロ 需給条件 20 (料金の算定) (1)ロまたはでんき供給条件 18 (料金の算定) (1)ロのうち契約種別を変更したことにより料金に変更があった場合で、料金の算定期間が需給条件 18 (料金の算定期間) (1)の検針期間

等またはでんき供給条件 16（料金の算定期間）の計量期間等とならない場合

ハ 需給条件 20（料金の算定）(1)ハまたはでんき供給条件 18（料金の算定）(1)ハの場合

6 契約の廃止

お客さまが、2（適用範囲）に該当していないことが明らかになった日にファミリーe割引契約が消滅するものといたします。

7 その他

この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件または料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、令和2年4月1日から実施いたします。

